

# 成年後見

# 着服や横領年56億円

「成年後見制度は当事者の意思決定を妨げるおそれがある。このため、世界では制度を必要最低限に抑えようとしているが、日本では利用を促進しようといふ法案がほぼ審議されないまま、通ろうとしている」

三月三十一日、東京の厚生労働省で開かれた障害者団体などの記者会見で、この制度に詳しい池原毅和弁護士はこう批判した。

同制度は二〇〇〇年、介護保険制度の開始に併せ、禁治産、準禁治産制度を廃止して導入された。

今回の法案では制度普及

「成年後見制度は当事者の意思決定を妨げるおそれがある。このため、世界では制度を必要最低限に抑えようとしているが、日本では利用を促進しようといふ法案がほぼ審議されないまま、通ろうとしている」

三月三十一日、東京の厚生労働省で開かれた障害者団体などの記者会見で、この制度に詳しい池原毅和弁護士はこう批判した。

「成年後見制度は当事者の意思決定を妨げるおそれがある。このため、世界では制度を必要最低限に抑えようとしているが、日本では利用を促進しようといふ法案がほぼ審議されないまま、通ろうとしている」

三月三十一日、東京の厚生労働省で開かれた障害者団体などの記者会見で、この制度に詳しい池原毅和弁護士はこう批判した。

# 制度利用促進法案の危うさ

「成年後見制度利用促進法案」が今国会に提出されていることを知っているだろうか。先月23日に提出され、来週にも成立しそうな状況だ。だが、法案を検証すると、問題は少なくない。後見人による横領事件の発生など、現在の制度が問題含みなのに、その後見人の権限を強化しようというのだ。日本が批准する国連障害者権利条約の理念にも逆行する。被後見人側の当事者団体などは慎重審議を求めている。

(安藤恭子、三沢典丈)



記者会見で、成年後見制度利用促進法案の慎重審議を訴える弁護士や精神障害者やALSの関係者ら。3月31日、東京都半代田区で

とともに、被後見人（当事者）が受ける医療や介護についての後見人の同意権や事務範囲の拡大、当事者あての郵便物を後見人が受け取り、閲覧できることなどが盛り込まれている。後見人の権限強化といえる。

社会福祉法人・すばる福祉会（兵庫県）の西定春理事長はこの法案に警鐘を鳴らす。西さんは「成年後見制度を見直す会」の代表も務めている。

反対理由の一つが、後見人による着服、横領といった事件の横行だ。最高裁に よると、未成年後見人も含む横領事件などの被害総額は、一四年の一年間で五六億七千万円。このうち、約一割は弁護士や司法書士による不正だった。

後見人には家裁の判断で本人の財産から月額二万円

四万円程度が支払われる。家裁への収支報告が義務付けられているが、十万円未満の支出には原則、領収書が不要。西さんは「後見人が管理する財産はブラックボックス。家族らが気が付かない限り、横領は発覚しない。立件された被害は氷山の一角だ」と話す。

こうした後見人により、当事者が望まない契約をさせられた事例もある。西さんの法人が運営するグループホームにいた知的障害のある五十代男性は、弟の申し立てで選ばれた後見人の弁護士に退所させられた。

男性は「戻りたい」と訴えたが認められず、費用が

うない遠方の入所施設に移されたという。

「障害が重たくても、当事者に寄り添う家族や施設職員がいれば、思いは受け止められる。自分の意思がない人なんていらない」

西さんは制度を運用する国の考え方の根底に差別があるとみる。制度利用を最小限に抑え、当事者の意思を尊重したり、後見人の不正を減らす見直しこそが求められていると訴える。しかし、今回の法案の方向性は逆。しかも、二月二十四日に衆院を通過し、今月五日の参院内閣委員会で可決される見通しだ。ちなみに日本司法書士会連合会は昨年九月、当事者に代わって後見人が医療行為を判断する「代諾」や後見人が郵便物を受領できるようにするなど、今回の法案の中身と同様の法制定を与野党に要望している。

## 治療停止や財産処分、強制入院の恐れ

そもそも、成年後見制度に対して、疑問を訴える当事者たちは少なくない。自身の筋肉が動かなくななる筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者を支えるNPO法人「さくら会」の川口有美子副理事長は、「ALS患者の内面は自立し、知的能力もある。だが、自分の思いを伝えていく。患者は財産、医療、介護などあらゆる場面で、自己決定が阻害されている」と語る。

患者数は全国に約九千八百人。口の動きなどから意を読み取るヘルパーを頻繁に利用できる人は、極めて少ない。川口さんは「この法案が成立し、後見人が医療行為に同意できるようになれば、患者本人の意思を確認しないまま、治療停止を後見人によって決定されかねない」と憤る。

患者の土居賀真さんも「この制度の下では、患者の意思を理解しない人間が患者の資産を管理している。法案が成立すれば、資産の移動も可能にされ、死活問題だと不安を漏らす。精神障害者の関係者も強く反発している。全

# 自己決定権こそ重要



成年後見制度を悪用した近年の横領事件などの記事

## 国連障害者権利条約にも逆行

### 当事者の声聞かず 拙速審議

国「精神病」者集団・運営委員の関口明彦さんは、財産を相続した人が病歴があるからと、成年後見制度の保佐人を受けられたケースを例を挙げる。「保佐人が『デイケアセンターに行くよ』などと指示する。専門職の後見人が当事者の土地などを処分し、手数料を得る場合がある。(この

構造が「利益相反」に当たるという批判は根強い。

当事者あての郵便物が届いて、疑問を訴える。当事者は、この法案は日本が批准した国際条約との整合性にも触れかねない。政府が二〇一四年に批准した国連障害者権利条約の十二条一項では、障害者が生活の全ての面で、健常者と平等に法的能力を行使できるよう求めている。

同条約の解釈、審査をする国連障害者権利委員会は成年後見制度のよつた「代行決定方式」は条約違反との見解を示している。すでに締約各国では、代行決定方式を限定期的にしか認めない流れが定着している。だが、後見人抜きで認知症や知的・精神障害などがある人たちに、重要な意思決定を迫ることは非現実的だという反論も強い。

これに対し、池原弁護士はファミリー・グループ・カンファレンス（FGC）という国際的にも認知されている方法を提案する。これは意思決定の支援を受けたいと思う人と、家族や友人、同僚など身近な人が、その制度が人が生まれながらにして持つ不可侵の権利、つまり人権を侵害する可能性があるのなら再考すべきである。万が一、「士業」の人びども関連があるとしていたら言語道断だ。（牧）

受けたいと思う人と、家族や友人、同僚など身近な人が、その制度が人が生まれながらにして持つ不可侵の権利、つまり人権を侵害する可能性があるのなら再考すべきである。万が一、「士業」の人びども関連があるとしていたら言語道断だ。（牧）

受けたいと思う人と、家族や友人、同僚など身近な人が、その制度が人が生まれながらにして持つ不可侵の権利、つまり人権を侵害する可能性があるのなら再考すべきである。万が一、「士業」の人びども関連があるとしていたら言語道断だ。（牧）